

(一般競争入札)

令和 4 年度 愛媛森林管理署公共工事契約状況

令和 5 年 3 月 22 日

分任支出負担行為担当官
愛媛森林管理署長 藤平 康則

工 事 名		施 工 場 所		工事種別	工 事 概 要	入札方式		
歯朶谷山(34)復旧治山工事（翌債）		愛媛県伊予市歯朶谷山国有林34林班		治山工事	渓間工 一式	一般競争入札		
予定価格(税抜き)	調査基準価格(税抜き)	契約年月日	契約相手方の商号又は名称及び住所					
16,667,000円	14,900,120円	令和5年3月17日	高知県吾川郡仁淀川町寺村 1837		大谷・森安経常建設共同企業体			
契約金額(税抜き)	工事着手の時期	工事完成の時期						
16,400,000円	令和5年3月	令和5年9月						

○予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第73条の規定に基づく競争参加資格
別添「入札公告」のとおり

○競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
別紙「競争参加資格確認結果書」（別添1）のとおり

○入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額
別紙「入札執行調書」（別添2）のとおり

○予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳
別紙「工事設計書」（別添3）のとおり

○予決令第91条第2項の規定により総合評価落札方式を実施した場合
・総合評価落札方式を実施した理由及び落札者決定基準 別添「入札公告」のとおり
・落札理由：技術提案等の審査及び開札の結果、落札者決定基準を満たした入札者のうち、当該落札者が最も高い評価値であったため。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和 5年 2月 3日

分任支出負担行為担当官
愛媛森林管理署長 藤平 康則

1. 工事概要

(1) 工事名 齒朶谷山(34)復旧治山工事（翌債）

(2) 工事場所 愛媛県伊予市齒朶谷山国有林34林班

(3) 工事内容 溝間工 1.00式

（詳細は別紙工種別数量内訳書による）

(4) 工期 契約締結日の翌日から令和 5年 9月29日まで

※契約締結日の翌日：土日祝日を除く平日

(5) 本工事は、施工実績等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（簡易型）の対象工事である。

(6) 本工事は、入札書と競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。）の提出を同時に行う試行工事である。

(7) 本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(8) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(9) 本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るために、令和 5年 4月17日（工事着手日の前日）まで余裕期間を見込んだ工事である。

なお、余裕期間の技術者の配置は要しないものとする。

また、余裕期間内に、施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手できるものとする。

(10) 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（同一市町村又は隣接市町村）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

(11) 本工事は、週休2日を促進するため、週休2日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事（受注者希望方式）である。

契約締結後、工事着手前に週休2日の取組について協議して実施するものとし、その取組状況に応じ林野庁工事成績評定要領（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定（以下「工事成績評定」という。）において評価を行うとともに、「森林土木工事における週休2日の取組実績証明書」を発行する。

なお、現場閉所が4週8休以上でない場合は、現場閉所状況等に応じて請負代金額を変更するが、工事成績評定においてマイナス評価は行わない。

(12) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(13) 本工事は、ＩＣＴ技術の活用を図るため、受注者の希望により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事（施工者希望型）である。なお、詳細は入札説明書等による。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和3・4年度の四国森林管理局における土木一式工事に係るB等級、C等級又はD（資格点数1,000点以上）等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会

社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 平成19年 4月 1日から令和 4年 3月31日までの間に元請けとして、完成し引き渡しを完了した以下に示す同種工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

ただし、当該実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長（以下「森林管理局長等」という。）が発注した工事のうち、以下に示す同種工事の実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点（以下「評定点」という。）が65点未満であるものを除く。

また、経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員が治山・林道事業のいずれかの工事について施工実績を有することとし、かつ、最低1社の構成員が以下に示す同種工事の施工実績を有すること。

同種工事：森林土木工事

- ・治山事業の渓間工事又は山腹工事
- ・治山事業の地すべり防止工事
- ・林道等の開設、改良又は災害復旧工事

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法に基づき当該工事に配置できること。

ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任の配置は要しない。

- ① 2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- ② 1人の者が(5)に掲げる工事の経験を有する者であること。
- ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

(7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年 6月11日付け59林野経第156号林野庁官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 森林管理局長等が発注した工事で、平成31年 4月 1日から令和 4年 3月31日までの3年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。

また、配置予定技術者が、現場代理人、主任技術者、監理技術者として従事した森林管理局長等の発注工事で、平成29年 4月 1日から令和 4年 3月31日までの5年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。

(9) 上記1. (1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

(11) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、下記の区域内に所在すること。また、経常建設共同企業体として技術提案書等を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、下記の区域内であること。

B・C・D（資格点数1,000点以上）等級の者：四国全域

(12) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月 7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(13) 以下に定める届出をしていない建設業者（届出の義務がない者を除く。）でないこと。

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

3. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記2. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書、技術提案書等を提出し、支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官（以下「支出負担行為担当官等」という。）から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 申請書、技術提案書等の提出期間、場所及び方法

① 提出期間：

行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除き、

ア 申請書については、令和5年2月6日から令和5年2月17日までの9:00～17:00まで。

イ 技術提案書等については、令和5年2月21日から令和5年2月28日までの9:00～17:00まで。

② 提出場所及び方法：

電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、承諾を得て紙入札による場合は承諾書を添付し、持参すること。

本工事においては、電子入札システムにより申請書の受領後に発行される競争参加資格確認通知書は、申請書の受領通知として取り扱う。

(3) 技術提案書等は入札説明書により作成するものとし、入札書と併せて提出すること。

(4) (2)に規定する期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者が行った入札は無効とする。

4. 施工体制確認型総合評価落札方式に関する事項

(1) 施工体制確認型総合評価落札方式の仕組み

本工事の施工体制確認型総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

① 入札説明書に示された競争参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。

② 技術提案書等で示された実績等について、入札説明書に定めるところにより最大30点の加算点を与える。

③ (2)①の評価項目について、入札説明書で定めるところにより施工体制評価点を最大30点与える。

④ 得られた標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

(2) 施工体制評価点及び加算点評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

① 施工体制（品質確保の実効性・施工体制確保の確実性）

② 企業の施工実績に関する事項

- ③ 配置予定技術者の能力に関する事項
- ④ 地域への貢献度・働き方改革に関する事項
- ⑤ ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組に関する事項
- ⑥ 企業に関する事項

(3) 落札者の決定の方法

入札参加者は価格をもって入札する。標準点に施工体制評価点と加算点を加えた点数を入札価格で除して評価値（評価値 = {（標準点 + 施工体制評価点 + 加算点）／（入札価格）}）を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

5. 入札手続等

(1) 担当部局

〒791-8023 愛媛県松山市朝美2-6-32
愛媛森林管理署 総務グループ
電話 089-924-0550

(2) 入札説明書等の交付・閲覧期間、場所及び方法

電子入札システムにより入札を予定している者は、電子入札システム内の入札説明書等ダウンロードシステム及び四国森林管理局ホームページから入札説明書等必要な情報を入手すること。なお、やむを得ない事情等により承諾を得て紙入札方式により入札を予定している者等には下記①から③により入札説明書等必要な情報を交付する。

① 交付・閲覧期間：

公告日より入札書等受付締切日まで（「休日」を除く。）の 9:00～12:00 及び 13:00～17:00 まで。

② 場 所：

〒791-8023 愛媛県松山市朝美2-6-32
愛媛森林管理署 総務グループ

電話 089-924-0550

③ その他：配付資料は無料である。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を(1)の場所に持参すること。郵送等による提出は認めない。

① 入札書の提出期間は、令和 5年 2月21日から令和 5年 2月28日までの「休日」を除く毎日、9:00～17:00まで。

② 開札は、令和 5年 3月14日13時30分 愛媛森林管理署入札室にて行う。

ただし、開札日時に変更がある場合には、変更公告、競争参加資格確認通知書等により変更後の日時を通知する。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行 松山支店）。

ただし、金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証会社をいう。）の保証（取扱官庁 愛媛森林管理署）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

(3) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出を求める。紙入札方式での場合は、入札書とともに工事費内訳書（様式は任意）を提出すること。

なお、入札の際に工事費内訳書が未提出である又は提出された工事費内訳書に未記入等不備があるときは、当該入札参加者の入札を無効とすることがある。

また、工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

(4) 入札の無効

入札説明書の「15. 入札の無効」によるものとする。

(5) 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、C O R I N S等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約の締結を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2. (3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3. (2)により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 技術提案等の内容のヒアリング

技術提案等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(10) 施工体制確認のためのヒアリング

入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）の内容に対し、原則として施工体制確認を行うためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

(11) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基準（令和3年4月 四国森林管理局）による。

(12) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条に則り、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方及び働きかけの内容）を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められる場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページより公表する。

(不当な働きかけ)

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

- (13) 本工事については、受注者が追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施する場合に設計変更の協議の対象となる。受注者からの申し出により、受注者による施工計画書への反映と確実な履行を前提として設計変更を行い、必要に応じて請負代金額の変更や工期の延長を行う。
- (14) 本公告に係る工事請負契約における契約約款はこちらからダウンロードしてください。<https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/content/document/index.html#yakkan>
国有林野事業工事請負契約約款（最新版を適用する）
なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とすることとしますのでご承知ください。

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。
この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。
詳しくは、四国森林管理局ホームページの「発注者綱紀保持に関するお知らせ」をご覧下さい。
https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/chotatu_nyusatu/job/soumu/top.html
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

別紙

本工事は、「共通仮設費のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、森林整備保全事業設計積算要領に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終変更時点で設計変更する試行工事である。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、
通勤等に要する費用

競争参加資格確認結果書

- 1 工事名 歯采谷山(34)復旧治山工事（翌債）
- 2 所属事務所 愛媛森林管理署
- 3 入札公告日 令和5年2月3日
- 4 競争参加資格確認結果通知日 令和5年3月7日

資格確認申請者	資格の有無	資格がないと認めた理由
株式会社 久保建設	有	
大谷・森安経常建設共同企業体	有	

- (備考) 1 「資格の有無」の欄には、資格があると認めた場合には「有」と記載し、資格がないと認めた場合には「無」と記載すること。
- 2 「資格がないと認めた理由」の欄には、入札公告において示した「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」のどの事項を満たさなかったのかを記載すること。

(別紙2)

入札執行調書

入札物件番号	(第 2 号)			物件名	歯ぞ谷山(34)復旧治山工事(翌債)							
入札者の商号 又は名称	技術評価点					第1回入札			第2回入札			備 考
	総計	標準点	技術提案加算点※			施工体制 評価点	金額	評価値	順位	金額	評価値	順位
企業評価	技術者 評価	地域への 貢献度等										
大谷・森安経常建設共同企業体	149	100	6	9	6	30	16,400,000	90.853	1			落札
(株)久保建設							16,800,000					

(注) 上記金額は、入札者が見積もった金額の110分の100に相当する金額である。

※ 技術提案加算点の上限点(30点)を満点(33点)で除した値に応札者の技術提案加算点合計を乗じた値(小数第2位切り捨て)を当該応札者の加算点とする。

入札執行月日 令和5年3月14日

開札結果は上記の金額の通り相違ありません。

執行官	農林水産技官	藤平 康則
立会職員	農林水産技官	安部 隆一朗
確認職員	農林水産技官	大野 登央

積算内訳書

大分類流域 重信川 支流域 梅ヶ谷地区

工事名 齒朵谷山(34)復旧治山工事(翌債)

施工地 愛媛県伊予市上三谷
齒朵谷山国有林34ヘ1林小班

令和4年度

森林管理局
森林管理署
事務所名等

四国森林管理局
愛媛森林管理署
本署

本工事費内訳表

工事名 齒朵谷山(34)復旧治山工事(翌債)

愛媛森林管理署

明細表

明細表

明細表

明細表

明 細 表

○ 1# 点在箇所A

明細表

○ 1# 應在簡所A

間接工事費 現場管理費		(構造)	(森林管理署名)	(事務所名)	メインブロック	(サブブロック)	(ブロック略称)
			愛媛森林管理署	本署	57	432	愛媛
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	
	現 場 管 理 費		1.0	式	-	4,290,000	
	計					4,290,000	
A	直接工事費		7,812,000	円			
B	純工事費	(A + 共仮費)	9,436,000	円			
C	飛行費	(処分費等一部含)		円			
D	現場管理費算定対象額	(B - C)	9,436,000	円			
E	現場管理費率	(Dで算定)	42.90	%	1 治山地すべり工事		
F	施工時期補正 設定期工期	(標準工期)		日 (160 日)		
G	冬期期間内工期		0	日			
H	級地区分補正係数		0.00				
I	冬期率(I'年度内工期率)	(G/F * 100)	0	%	(零国の場合年度内工期率と読替)		
J	冬期補正率	(H * I / 100)	0.00	%			
K	真夏日		0	日			
L	真夏日率	(K/F * 100)	0	%			
M	熱中症対策補正率	(L * 1.2 / 100)	0.00	%			
N	施工地域補正係数		1.00				
O	週休2日補正係数		1.06				
P	補正現場管理費率	(E * N + (J + M)) * C	45.47	%	(J + Mの最大は2.0%)		
Q	算定現場管理費	(D * P / 100)	4,290,549	円			
R	端数切捨額	(千円止)	-549	円			
S	現場管理費	(Q + R)	4,290,000	円			

明細表

7 一般管理費等					
(構造) 計算内容は下記参照					
	(森林管理署名)	(事務所名)	メインブロック	(サブブロック)	(ブロック略称)
	愛媛森林管理署	本署	57	432	愛媛
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価
	一般管理費等		1.0	式	- 2,941,000
	計				2,941,000
○ 工事原価		点在箇所A	13,726,000	円	円 円 円 円 円 円 円 円 円
A	一般管理費等算定対象額 (支給品・飛行費で補正)	13,726,000	円		
B	一般管理費等率 (Aで算定)	21.39	%		
C	補正係数	1.00			
D	補正一般管理費等率 (B * C)	21.39	%		
E	率部一般管理費等額 (A * D / 100)	2,935,991	円		
F	契約保証補正值	0.04	%		
G	契約保証補正額 (E * F / 100)	5,490	円		
H	算定一般管理費等 (E + G)	2,941,481	円		
I	採用一般管理費等 (千円止)	2,941,000	円		
備考 支給品費は、直工または共通仮設費に組み込まれている場合に限る。					

割増単価表

割増単価表

標 準 单 価 表

標 準 单 価 表

標準単価表

6153 土のう締切（山）		愛媛森林管理署 本署					
コードNo (構造) 4H		メインブロック			サブブロック		作成単位
		愛媛	57	愛媛	432	10 m	
単価No	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 頓	備 考
978	土のう(仮締切用)	62×48cm (PE)	110.400	枚	17	1,877	
2875	ビニール	厚=0.1mm 幅90~180cm	13.000	m ²	95	1,235	
25	山林砂防工	令和4年3月労賃	4.030	人	23,310	93,939	
計		週休:4週8休以上			97,051		
[摘要]							

標 準 单 価 表

割増単価表

单 価 表

单 価 表

割増単価表

单 価 表

施工パッケージ単価計算

施工パッケージ単価計算

施工パッケージ名称	積算単位	標準単価	積算単価	登録番号	コードNo.
BH0.10m3掘削(礫質土)	m3	2,337.80	2,248.00	8001	施工パ-001-15
条件区分					
土質	土砂				
施工方法	上記以外(小規模)				
岩質	-				
押土の有無	-				
障害の有無	-				
施工数量	標準以外				
火薬使用	-				
破碎片除去の有無	-				
集積押土の有無	-				
機労材	代表規格			構成比	基準単価
K(機械)				*印:賃料	愛媛
K1	小型バックホウ(クローラ型)[標準型・排出ガス対策型(第2次基準値)] 山積0.13m3(平積0.10m3)			23.01	
K2				23.01	6,110
K3				-	6,080
R(労務)				69.05	
R1	運転手(特殊)			69.05	
R2				-	24,200
R3				-	21,300
R4				-	
Z(材料)				7.94	
Z1	軽油 1.2号 パトロール給油			7.94	
Z2				-	116
Z3				-	138
Z4				-	
S(市場単価)	-			-	
計算式	$\begin{aligned} \text{積算単価} = & 2,337.80 \times \left(\left(\frac{23.01}{100} \times \frac{6,080}{6,110} + \frac{--}{100} \times \frac{0}{100} + \frac{--}{100} \times \frac{0}{100} \right) \times \frac{23.01}{23.01} + \frac{--}{0} + \frac{--}{0} \right. \right. \\ & + \left(\frac{69.05}{100} \times \frac{22,365}{24,200} + \frac{--}{100} \times \frac{0}{100} + \frac{--}{100} \times \frac{0}{100} + \frac{--}{100} \times \frac{0}{100} \right) \times \frac{69.05}{69.05} + \frac{--}{0} + \frac{--}{0} \\ & + \left(\frac{7.94}{100} \times \frac{138}{116} + \frac{--}{100} \times \frac{0}{100} + \frac{--}{100} \times \frac{0}{100} + \frac{--}{100} \times \frac{0}{100} \right) \times \frac{7.94}{7.94} + \frac{--}{0} + \frac{--}{0} \\ & \left. \left. + \frac{--}{100} \times \frac{0}{0} + \frac{--}{100} - \frac{23.01}{100} - \frac{69.05}{100} - \frac{7.94}{100} - \frac{0.00}{0.00} \right) \right) \end{aligned}$				
	積算単価 = 2,248.00				
週休:4週8休以上					